

## 1 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、附属機関等の長や係員の指示に従ってください。
- (2) 附属機関等の長が非公開の決定をしたときは、速やかに退室してください。
- (3) 傍聴者が会議を傍聴する際の遵守事項に違反したとき、又は係員の指示に従わないときは、退室を求める場合があります。

## 2 傍聴者の遵守事項

傍聴者は、会議を傍聴するときは、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は静粛に傍聴し、発言を求めたり、委員の発言に対し、拍手その他の方法で賛否を表明したりしないでください。
- (2) 張り紙、ゼッケン、たすき、旗等を使用した示威的行動をしないでください。
- (3) 他の傍聴者の迷惑になるような行動をしないでください。
- (4) 携帯電話等を使用しないでください。
- (5) 会場において、写真撮影、録画又は録音等を行わないでください。ただし、附属機関等の長の許可を得た場合はこの限りではありません。
- (6) 会場において、喫煙、飲酒及び飲食をしないでください。
- (7) 会議の秩序を乱し、又は会議の妨げとなる行為をしないでください。